

議案第 55 号

平成 29 年 7 月 5 日提出

松山市長 野 志 克 仁

監査委員の選任に関し同意を求めるについて

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏 名	住 所
原田 光雄	松山市紅葉町

(提案理由)

識見を有する者のうちから選任された監査委員青木浩氏は、平成 29 年 6 月 30 日に任期満了となつたので、その後任者の選任について議会の同意を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法（抄）

（監査委員の選任及び兼職禁止）

第 196 条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、都道府県及び前条第 2 項の政令で定める市にあつては 2 人又は 1 人、その他の市及び町村にあつては 1 人とするものとする。

議案第56号

平成29年7月5日提出

松山市長 野志克仁

公平委員会委員の選任に關し同意を求めることについて

次の者を公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏名	住所
檜林 建司	松山市北持田町

(提案理由)

公平委員会委員のうち檜林建司氏は、平成29年8月3日に任期満了となるので、その後任者の選任について議会の同意を求めるため、本案を提出する。

(参考)

地方公務員法（抄）

（人事委員会又は公平委員会の委員）

第9条の2

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に關し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

議案第57号

平成29年7月5日提出

松山市長 野志克仁

固定資産評価員の選任に關し同意を求めるることについて

次の者を固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏名	住所
宮本直樹	松山市東垣生町

(提案理由)

固定資産評価員菅能勝広氏から、平成29年7月5日付けをもって辞任したい旨申し出があったので、その後任者の選任について議会の同意を求めるため、本案を提出する。

(参考)

地方税法(抄)

(固定資産評価員の設置)

第404条

2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。

議案第58号

平成29年7月5日提出

松山市長 野志克仁

農業委員会委員の任命に関し同意を求めるについて

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏名	住所
青井 和子	松山市由良町
家久 英雄	松山市南梅本町
池田 友邦	松山市東方町
大西 良和	松山市枝松五丁目
小笠原 壮一	松山市和氣町二丁目
梶野 宰	松山市本谷
秀野 隆昭	松山市久保田町
田中 正人	松山市久米窪田町
寺井 克之	松山市吉藤五丁目
中川 均	松山市府中
中崎 克典	松山市上怒和
中原 久寿	松山市大浦
西垣 政美	松山市小山田
平岡 量二	松山市恵原町
松下 長生	松山市堀江町
南 耕一	松山市南高井町
宮内 祥二郎	松山市北梅本町
村上 博明	松山市中島大浦
村上 光夫	松山市中西外
森 映一	松山市余戸中四丁目

氏名	住所
森山 邦雄	松山市別府町
山下 武則	松山市食場町
山本 良文	松山市祝谷町一丁目
渡部 泰明	松山市太山寺町

(提案理由)

農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるため、本案を提出する。

(参考)

農業委員会等に関する法律（抄）

(委員の任命)

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他
の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、
市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

議案第59号

平成29年7月5日提出

松山市長 野志克仁

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者に推薦することにつき、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

氏名	住所
金子房江	松山市中島栗井
赤岡秀美	松山市星岡一丁目

(提案理由)

人権擁護委員のうち、金子房江氏は、平成29年9月30日に任期満了となるものである。また、来嶋清子氏は、平成29年5月3日に逝去され、欠員となつた。よって、両名の後任候補者の推薦について議会の意見を求めるため、本案を提出する。

(参考)

人権擁護委員法（抄）

(委員の推薦及び委嘱)

第6条

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。